

令和 8 年 6 月 19 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年6月19日(金) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
統 括 官	谷口 賢司
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	吉田 拓也
総務課長	松浦 久美子
政策課長	植松 肇
税務課長	山内 剛
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	海田 康弘
高齢者保険課長	西山 政有紀
健康福祉課長補佐	山本 将之
建設課長	柴田 浩志
産業課長	喜田 浩希
消防長	小林 武司
教育総務課長補佐	大森 奉子
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
係 長	三宅 由莉

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆様をお願いします。

携帯電話は電源をお切りになるよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日、森 健康福祉課長が事情により欠席しております。代理として、山本 課長補佐が出席しております。また、池田 教育総務課長が他の公務のため欠席しております。代理として、大森 課長補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席ください。

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、議案第10号 多度津町印鑑条例の一部改正についての1議案が追加提出されております。タブレット端末に掲載してありますので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 氏家 法雄 君、9番 小川 保 君を指名いたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

「町長報告」の追加が出ております。報告は、タブレット端末に掲載いたしておりますので、朗読は省略いたします。

日程第3、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレット端末に掲載されておりますので、よろしくお願いいたします。

6月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長 兼若 幸一 君。

総務教育常任委員会委員長（兼若 幸一）

総務教育常任委員会結果報告について、令和8年6月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正について

議案第6号 令和8年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

議案第7号 物品購入契約の締結について

審議結果。

議案第1号から第4号まで、並びに議案第6号、第7号について

委員、傍聴議員より、

一つ、公益のために直接専用する軽自動車税の環境性能割における減免措置の対象について教えてもらいたい。

一つ、都市計画税条例の一部改正における特例措置の範囲について教えてもらいたい。

一つ、道徳教育地域支援事業の概要および対象校について教えてもらいたい。

一つ、性暴力防止法に関連した学校関係者の個人情報確認義務への対応状況について教えてほしい。

一つ、農林水産業費における生産力向上農業機械等整備事業の補助率、不採択理由及び周知方法について教えてもらいたい。

一つ、障害者住宅改造促進事業補助金の概要および実績について教えていただきたい。

一つ、小学校費の学校建設費で728万円の補正額が計上されているが、小学校体育館空調設備設置工事に伴うスケジュール等、全体工程について説明してほしい。

一つ、町民体育館の老朽化に伴う施設改修の計画、安全点検の強化及びコンクリート劣化試験の実施についての予定はあるか。

一つ、学習用タブレット端末の更新に関する財源、国の支援要望、保証内容、バックアップ体制および機器仕様に伴う管理について教えてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、環境性能割の減免は、社会福祉法人等による障害者・高齢者支援（移送・入浴サービス等）の用に供する車両が対象である。

一つ、都市計画税の特例は、地方税法の規定に基づき、公益的な事業等に該当する農地等が対象である。

一つ、道徳教育地域支援事業は、道徳教育の指導方法の改善や道徳教育に係る評価の在り方等についての取組を支援することを目的に県の委託を受けて実施しており、今年度は豊原小学校が対象である。

- 一つ、性暴力防止法に伴う確認作業は、町立幼稚園等の教職員を対象に適切に対応している。
- 一つ、農業機械の補助については、県のメニュー見直しによる補助率向上に伴う増額であり、不採択となった場合でも申請者へはその旨を説明し、次回以降の検討を促している。
- 一つ、障害者住宅改造促進事業は、障害者の方の住宅改修する際の補助金である。段差解消のためのスロープや手すり設置等を支援しており、昨年度は1件の実績がある。
- 一つ、小学校体育館空調設備設置工事については、本年度に基本設計を行い、その後、実施設計、工事となる予定で、工事が行われるのは最短2年後になる見込みである。国庫補助金等の状況を見極めつつ、可能な限り早期の実現に向けて検討を進める。
- 一つ、町民体育館の施設安全については、今後の方針を検討する中で、コンクリートの劣化試験実施の提案も含めて対応し、日常的な巡回点検を強化することを考えている。
- 一つ、タブレット端末の財源については、3分の2が国庫補助の対象で、3分の1が基金の取り崩しによる支払いを予定している。機器の更新やランニングコストについて、引き続き国・県への要望活動を行っていく。また、保証内容、バックアップ体制および機器仕様については町においても確認し、県及び各市町で構成する香川県GIGAスクール構想推進協議会において共同調達を行った。将来的な運用コストやセキュリティ対策を含め、適切に対応する。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から第4号、並びに議案第6号、第7号については、委員会として原案どおり承認・可決すべきものと決定した。

また、その他として執行部より他6件の報告があった。

以上で、報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の際にお願いいたします。

続きまして、6月12日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長 門 秀俊 君。

建設産業民生常任委員会委員長（門 秀俊）

建設産業民生常任委員会の結果報告について、令和8年6月12日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第５号 多度津町介護保険条例の一部改正について
審議結果。

議案第５号については、委員会として原案を可決した。

また、その他として執行部より他３件の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の際にお願いいたします。

日程第４、議案第１号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第１号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第５、議案第２号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号 専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

日程第7、議案第4号 多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第5号 多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第6号 令和8年度多度津町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第7号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第10号 多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレット端末の準備はよろしいでしょうか。

提案者の、提案理由の説明を求めます。統括官 谷口 君。

統括官(谷口 賢司)

議案第10号 多度津町印鑑条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行により、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の

交付が開始されることに伴い、当該カード又は当該証明書を利用して多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることを可能とするため、多度津町印鑑条例の一部を改正しようとするものです。なお、附則において、施行日は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行日と規定しています。

以上、簡単ですが、議案第10号 多度津町印鑑条例の一部改正について、提案説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

議案第10号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレット端末に掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に

付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第2回多度津町議会定例会を閉会いたします。

本日のご審議、また、ご協力ありがとうございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

閉会 午前9時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 8 年 6 月 19 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記